

一部引出自由型退職金定期

(2020年4月1日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	・スーパー期日指定定期預金 <複利型> (愛称: ひきだしプラン)
2. 販売対象	・当行営業エリア内にお住まいの方または勤務されている方で、当行に退職金を離職後1年以内に預入していただいた方、および短期運用型退職金定期作成から1年以内に本定期に継続していただいた方に限ります。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金には、払戻に関する期間の定め(満期日)があります。 ・満期日は、この預金の一部について預入日の1年後の応答日から最長預入期限までの間の任意の日を指定できます。 ただし、この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で且つ一部払出後の元金残高が300万円以上となる金額の範囲内での指定となります。 ・満期日の指定がないときは、最長預入期限(3年)が満期日となります。 ・自動継続の取扱いは致しません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・当行の本支店窓口で預入ができます。ただし、預入時には、退職所得の源泉徴収票、離職票、退職証明書などの提示(退職)、預入原資の分かるもの(通帳コピーなど)が必要となります。 ・300万円以上(退職金の範囲内) ・1円単位
5. 払戻方法	・当行の本支店窓口で、満期日以後に元金と利息を払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度	<p>預入時の期日指定定期預金店頭表示利率に、下記のとおり金利を上乗せした利率を、実際に預けられた期間に応じ適用します。(固定金利)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1年以上2年未満 スーパー期日指定定期預金1年以上2年未満店頭表示利率 ② 2年以上3年以内 スーパー期日指定定期預金2年以上3年以下店頭表示利率+0.15% <ul style="list-style-type: none"> ・一部支払をする場合は、払戻する元金部分について預入日からその払戻日までの日数に応じ、上記(1)に定められた利率によって計算し、一部払戻する元金とともに支払います。 ・なお、満期日まで預けられた、一部払戻後の残額(元金)の利息については、満期日に預入時に定められた利率により計算して支払います。

(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー期日指定定期預金は、付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算とします。 (1年毎の複利計算とは、預入日から1年毎に利息計算を行い、この利息を仮に元本に組入れたものとして、満期日まで反復して利息計算していく方法のことをいいます。)
(4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年1月1日から2037年12月31日までの間の源泉徴収税率は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・マル優の取扱いは致しません。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	—
9. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・適用されます。(保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
10. 元本欠損リスクと要因	—
11. 権利行使上の制限 ・中途解約の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表13.の中途解約利率を適用します。
12. 想定されるリスク	—
13. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨)により計算した利息とともに払い戻します。 ただし、計算した利率が普通預金利率を下回るときは、普通預金利率とします。 ・預入期間6ヵ月未満の場合……………解約日における普通預金利率 ・預入期間6ヵ月以上1年未満の場合……………2年以上約定利率×20% ・預入期間1年以上1年6ヵ月未満の場合……………2年以上約定利率×25% ・預入期間1年6ヵ月以上2年未満の場合……………2年以上約定利率×30% ・預入期間2年以上2年6ヵ月未満の場合……………2年以上約定利率×35% ・預入期間2年6ヵ月以上3年未満の場合……………2年以上約定利率×45%
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・取扱期間中であっても、金融情勢等によっては新規申込の受付を中止する場合があります。
15. 預金取引に関わるご相談・苦情窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・静岡中央銀行 【ご連絡先】お客様相談室 【電話番号】0120-700-858 【受付時間】午前9時～午後5時(祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日) 【Eメール】info@shizuokachuo-bank.co.jp ・一般社団法人全国銀行協会(指定紛争解決機関) 【ご連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109(一般電話から)または03-5252-3772(携帯電話・PHSから) 【受付時間】午前9時～午後5時(祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日)